

妊産婦医療費助成のご案内

新潟市

28.9.1 (28.8.1 申請より)

新潟市では、妊産婦の保健と福祉の向上を図るため、医療費の助成を行っています。

1. 助成内容

受給者証の交付を受けた妊産婦が医療機関等を受診したときに、医療費の健康保険適用分のうち一部負担金を除いて助成します（健診、予防接種費用、第3者行為によるものなどは対象外）。

一部負担金

- ・通院の場合……………1日530円（医療機関ごと、同じ月に4回まで必要。5回目以降は無料）
- ・調剤薬局等の場合……………0円（全額助成）
- ・入院の場合……………1日1,200円

2. 所得制限

新潟市妊産婦医療費助成には所得制限があります。妊産婦と生計が同一の世帯全員が、所得税非課税であることが必要です。なお毎年7月で審査の基準年が変わるため、1月から5月までの申請は前々年の所得税、6月以降は前年の所得税で審査します。

3. 助成対象期間

助成対象期間は、受給資格認定申請書を提出した日の翌月1日から、出産した日の翌月末日までです。

なお、出産日が出産予定日より月をまたいで早まった場合は、助成対象期間も短くなります。有効期間を過ぎた受給者証を使った場合、医療費の返納が必要になりますのでご注意ください。

4. 受給者証の交付を受けるには

受給者証が交付されないと助成が受けられません。

交付されるためには「妊産婦医療費助成受給資格認定請求書」の提出が必要となります。

《 申請場所 》

区役所健康福祉課、出張所

《 必要なもの 》

- ①母子健康手帳（母子健康手帳の交付を受けていない場合は妊娠診断書）
- ②印鑑
- ③妊産婦医療費助成受給資格認定申請書（窓口にあります。市のホームページからも印刷可能）
- ④世帯全員の所得証明書（1月1日現在、新潟市以外で課税されている場合のみ必要）
- ⑤世帯全員の住民票の写し（配偶者が市外在住の場合のみ必要）

5. 助成の受け方

医療機関等の窓口で、健康保険証と受給者証を提示することで、窓口では一部負担金のみの支払いで受診することができます。

なお、県外の医療機関を受診した場合や受給者証を提示できなかった場合は、後日、下記の必要なものをそろえ、区役所健康福祉課または出張所の窓口で払い戻しの手続きをしてください。直接口座に助成金を振り込みます。

また、出産予定日が遅れたことで有効期間が伸びた場合、受給者証の修正、再発行は行いません。伸びた期間に発生した医療費については、上記と同様に区役所健康福祉課または出張所の窓口で払い戻しの手続きをしてください。

《 必要なもの 》

- ①領収書（診療点数、自己負担額、入院期間などの記載があるもの）
- ②受給者名義の預貯金の口座情報
- ③受給者証
- ④印鑑（支給申請書に受給者本人が署名する場合は不要）
- ⑤健康保険組合などが発行した支給決定通知書（高額療養費に該当する場合のみ必要）
- ⑥妊産婦医療費助成支給申請書（窓口にあります。市のホームページからも印刷可能）

《 振り込みまでの日数 》

- ・毎月20日に受付を締め切り、翌月25日に振り込みます。
- ・25日が金融機関休業日の場合は、前の営業日に振り込みます。
- ・振り込みの通知はしません。
- ・審査などの確認作業のため、振り込みが遅れる場合があります。

6. 記載事項・受給資格の変更

次の場合は届出が必要です。

- ・氏名が変わったとき
- ・所得税非課税世帯でなくなったとき
- ・出産が早まったことにより、医療費助成の有効期間が変わる場合
- ・市外へ転出するとき
- ・新潟市ひとり親家庭等医療費助成に認定されたとき
- ・新潟市重度心身障がい者医療費助成に認定されたとき
- ・生活保護に認定されたとき

7. 問い合わせ先

北区 健康福祉課 児童福祉係 025-387-1335	東区 健康福祉課 児童福祉係 025-250-2330	中央区 健康福祉課 児童福祉係 025-223-7230
江南区 健康福祉課 児童福祉係 025-382-4353	秋葉区 健康福祉課 児童福祉係 0250-25-5683	南区 健康福祉課 児童福祉係 025-372-6351
西区 健康福祉課 児童福祉係 025-264-7340	西蒲区 健康福祉課 児童福祉係 0256-72-8389	